

答弁書第二三五号

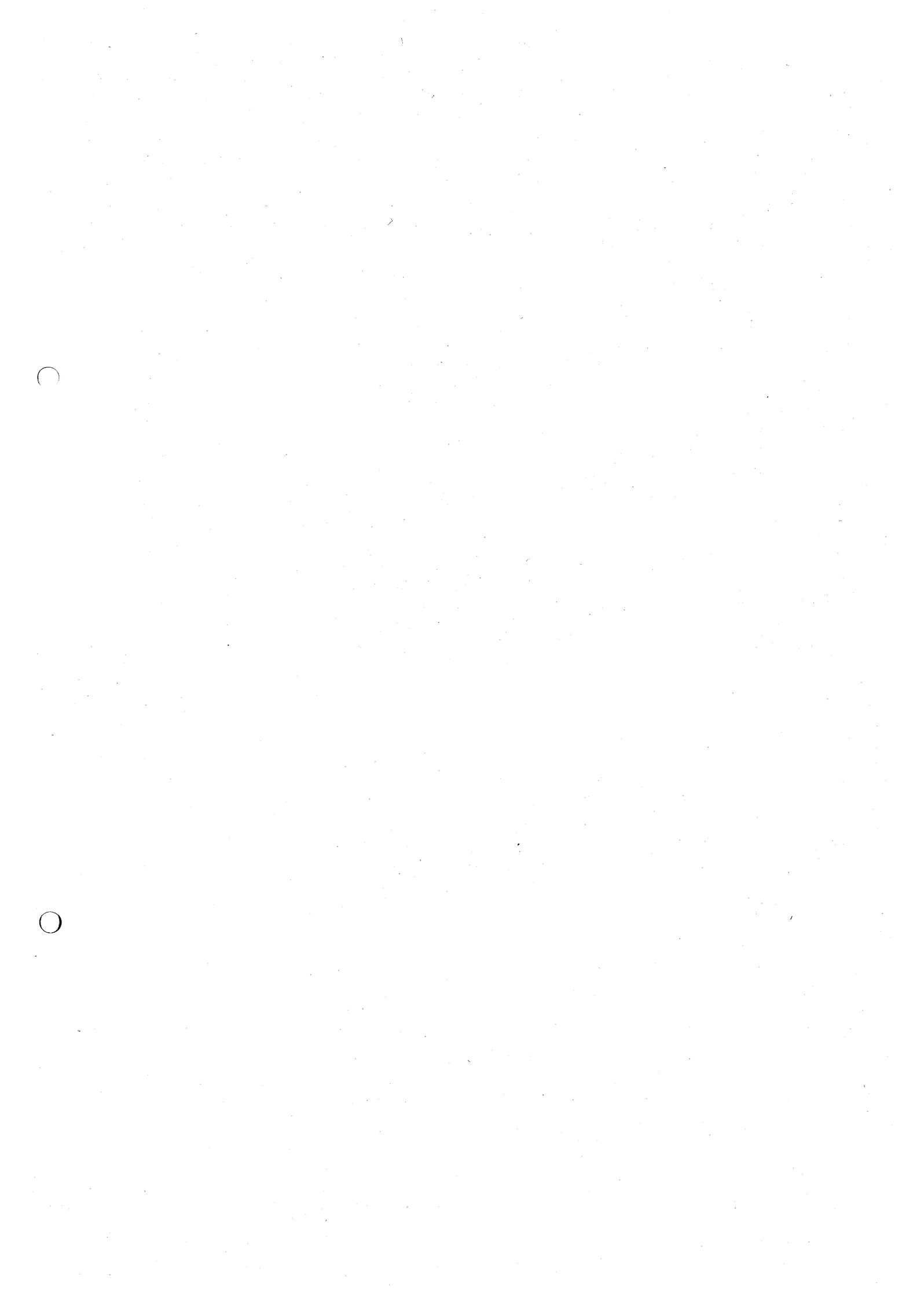
内閣参質一九六第二三五号

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出米軍機タンク投棄事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出米軍機タンク投棄事案に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成三十年二月二十日に発生した米軍のF一六による小川原湖への燃料タンクの投棄（以下「本件事故」という。）については、発生後直ちに、米側に対し、本件事故の原因究明及び再発防止並びに安全管理の徹底について申し入れたところである。これに対し、米側からは、本件事故におけるエンジンからの出火の原因については調査中であるが、本件事故は当該機固有の原因によるものであり、他のF一六に影響を与えるものではないこと、及び飛行前の手順にのっとり、全ての機体の点検が確実に行われていることについて説明を受けたところである。

いずれにせよ、米軍機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であり、政府としては、引き続き米側に対し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく考えである。

三について

本件事故については、本来は米側が自ら燃料等の回収を行うべきものであったと認識しているが、米側

と調整を行っていた中で、青森県知事から海上自衛隊大湊地方総監に対して災害派遣要請があったことから、政府としては早期に当該燃料等を回収するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十条第三項の規定に基づく災害派遣として対応したものである。かかる自衛隊の活動に要する経費については、基本的には防衛省がこれを負担するものである。

#### 四について

本件事故による被害に対する補償については、現在、関係者と調整を行っているところである。